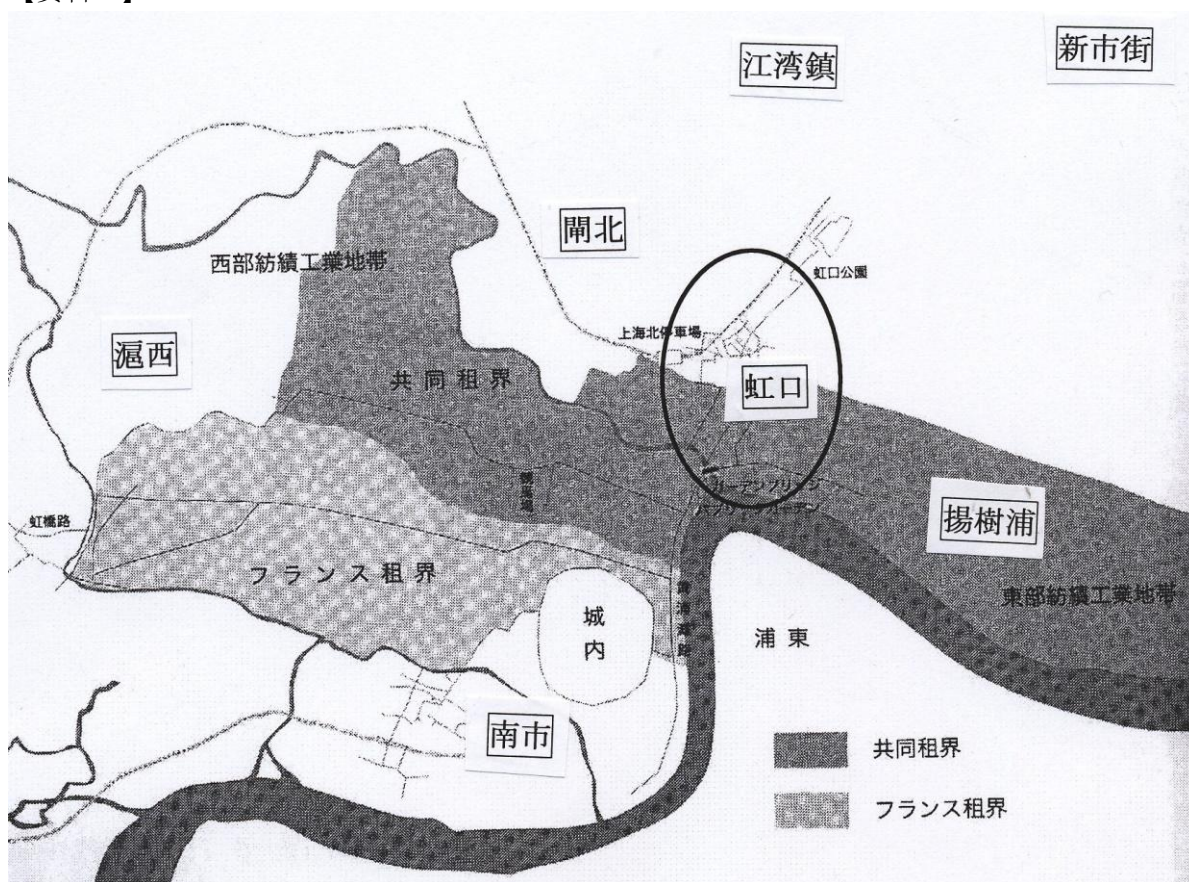


日中戦争期上海の朝鮮人社会について
～上海居留朝鮮人会の活動と日本人社会への編入を中心に～

愛知大学非常勤講師 武井義和

【資料1】



出典：拙稿「櫻木俊一氏関係資料について」55頁（『同文書院記念報』Vol.13、愛知大学東亜同文書院大学記念センター、2005年）より引用。

注1：地図に報告者が地名や印を加えた。

注2：地図の原典は『東亜同文書院大学記念センター 収蔵資料図録』（愛知大学東亜同文書院大学記念センター、2003年）に掲載。

【資料2】上海在留朝鮮人・日本人居住区域別人口表(1926～1936年)

年	日朝別	共同租界			フランス租界			附近支那街／支那街			合計
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
1926年	日本人	7,782	6,659	14,441	101	93	194	3,284	2,638	5,921	20,557
(12月末)	朝鮮人	177	94	271	353	181	534	23	19	42	847
1927年	日本人	10,722	7,748	18,470	318	234	552	3,985	2,869	6,584	25,876
(12月末)	朝鮮人	41	12	53	341	190	531	76	44	120	704
1928年	日本人	11,905	7,947	19,852	154	113	267	4,237	2,162	6,399	26,518
(12月末)	朝鮮人	24	19	43	291	132	423	143	43	156	652
1929年	日本人	11,605	8,247	19,852	133	150	283	4,137	2,262	6,399	26,534
(12月末)	朝鮮人	24	29	53	261	144	405	123	53	176	634
1930年	日本人	10,008	8,599	18,607	178	214	392	2,826	2,357	5,183	24,182
(12月末)	朝鮮人	241	103	344	453	63	516	62	15	77	937
1931年	日本人	10,327	8,799	19,126	142	176	318	2,618	2,137	4,791	24,235
(12月末)	朝鮮人	235	33	268	425	72	497	57	34	91	856
1932年	日本人	12,330	9,569	21,899	193	171	364	2,483	1,978	4,461	26,724
(12月末)	朝鮮人	238	121	359	563	145	708	82	57	139	1,206
1933年	日本人	12,194	9,513	21,707	216	190	406	2,703	2,085	4,778	26,901
(12月末)	朝鮮人	226	137	363	613	179	792	144	93	237	1,392
1934年	日本人	12,096	9,472	21,568	207	184	391	2,719	2,133	4,852	26,811
(12月末)	朝鮮人	252	312	564	452	149	601	235	184	419	1,584
1935年	日本人	9,860	9,032	18,892	170	183	353	2,621	2,003	4,624	23,869
(12月末)	朝鮮人	211	233	444	479	506	985	153	141	294	1,723
1936年	日本人	9,749	9,034	18,783	288	203	491	2,527	1,810	4,337	23,611
(12月末)	朝鮮人	241	250	491	480	511	991	163	152	315	1,797

出典：外務省亜細亜局『支那在留本邦人及外国人人口統計表』各年版をもとに報告者作成。

【資料3】 「上海居留朝鮮人会規則」 抜粋

- 第2条 本会ハ江蘇^{<ママ>}省 浙江両省一円（上海特別市共同仏蘭西両租界及南京特別市）に住する朝鮮人を以て組織す
- 第3条 江蘇浙江両省に住する朝鮮人は本会の会員たる義務を負ふ
- 第4条 江蘇浙江省居住朝鮮人相互間の親睦及団結向上を図り共同福利を増進するを目的とす
- 第5条 本会は前条の目的を達する為め左の事業を行ふ
1. 幼稚園其の他教育機関の経営
 2. 無料宿泊所の経営
 3. 職業紹介所の経営
 4. 人事相談及紛争の調停
 5. 智識啓発及趣味の向上に関する事業
 6. 其の他福利増進に関する事業
- 第7条 本会員は左の義務を負ふ
1. 本会の規則を遵守し指定の期日以内に会費手数料及月謝等を納入し本会の指令に服従すること
 2. 左記事項の申告及申請は本会を經由し監督官庁に提出すること
(イ)居住及移転届は当地到着後及移転後三日以内、退出届は即時
(ロ)雇人雇入届は雇入れたる日より一週間以内
(ハ)出生届は十日以内死亡届は即時
(ニ)営業の願書及届書
(ホ)其他一切の届書
 3. 満四歳以上の子弟を有する者は本会の経営又ハ指定の幼稚園及小学校に就学せしむること
- 第8条 本会員中左記各項に触れる行為ある^{<ママ>}りたるときは関係官庁に報告し適當なる処分を仰ぐことあるべし
1. 会員たる体面を汚損したるとき
 2. 公の秩序又は善良なる東洋道德風俗を害したるとき
 3. 法律又は本会の規則に違背したるとき
 4. 正当の理由なくして本会規則第七条に掲ぐる義務を果さざるとき
 5. 本会の指令に服従せざるとき
- 第11条 会長は参事会に於て詮衡したる候補者三名中より評議員を指名す
会長及参事に非違ありと認めたるときは評議員会に於て之を解職することあるべし
1. 参事の定員中半数は評議員会にて指名し半数は会員投票を以て選挙し評議員の承認を得るものとす
 1. 顧問は評議員会の推薦により会長之を委嘱す
 1. 評議員は総領事の指名する館員四名朝鮮総督府の指名する事務官一名上海日本人基督教青年会主事及理事を以て之に充つ
 1. 会計監督は評議員会に於て評議員中より二名を任免す
- 第25条 本則を改正し又は其他の規則を制定せんとするときは評議員会の承認を経るものとす

出典：上海居留民団編『上海居留民団三十五周年記念誌』1003～1004頁（1942年）。

注：太字ならびに下線は報告者による。

【資料4】 上海居留民団立学校の朝鮮人児童・生徒数

年度\学校名	養正幼稚園	北部小(第一)	第二北部小(第五)	中部小(第四)	第二中部小(第六)	西部小(第三)	東部小(第二)
1931		3(全体数1,036)					
1936		14(全体数1,067)		46(全体数945)		1(全体数452)	3(全体数442)
1939		17(全体数2,106)		67(全体数1,398)		2(全体数473)	
1941	151	48(全体数2,070)	20(全体数不明)	106(全体数1,725)	211(全体数約1,900)	26(全体数534)	18(全体数830)
年度\学校名	中学校	高等女学校	商業学校	女子商業学校	実業青年学校	朝鮮人合計	
1931						3	
1936		3(全体数482)	4(全体数376)			71	
1939		1(全体数741)	2(全体数不明)			89	
1941	5(全体数約50)	17(全体数250)	19(全体数約800)	8(全体数270)	15(全体数464)	644	

出典:「上海居留民団立学校一覧 昭和六年五月調」(外務省記録『在外帝国居留民団及民会関係雑纂(上海ノ部)』第2巻、「上海居留民団立学校一覧 昭和十一年八月」(同第4巻)、李甲寧「上海朝鮮人の実情」123頁(『三千里上海現地特輯』1941年4月)、上海居留民団編『上海居留民団三十五周年記念誌』945～981頁(1942年)をもとに報告者作成。

注:括弧内は小学校が国民学校に変更されて以降の学校名である(『上海居留民団三十五周年記念誌』を参照)。

【資料5-1】 上海総領事館管内の日本人・朝鮮人居住区域別人口表

年	日朝別	地 区						人口合計
		上海	江湾	吳淞	浦東	滬西	南市	
1940年 (1/1現在)	日本人							
	男性	31,612	167	275	97	1,335	80	33,566
	女性	22,816	124	110	14	660	35	23,759
	地区別合計	54,428	291	385	111	1,995	115	57,325
	朝鮮人							
	男性	3,176	1	4	1	8	0	3,190
女性	2,317	1	9	0	6	0	2,333	
地区別合計	5,493	2	13	1	14	0	5,523	

出典:外務省東亜局第三課『中華民國在留本邦人及第三国人人口該計表』(1940年1月1日現在)をもとに報告者作成。

【資料5-2】 上海総領事館管内の日本人・朝鮮人居住区域別人口表

年	日朝別	地 区															人口合計
		閘北	虹口	楊樹浦	江湾鎮	新市街	真如鎮	吳淞鎮	浦東	共同旧英租界	フランス租界	滬西	南市	大場鎮	劉行鎮	彭浦鎮	
1941年 (1/1現在)	日本人																
	男性	23,246	8,532	5,625	78	528	23	333	256	960	123	1,407	367	39	—	—	40,486
	女性	16,886	6,308	3,844	90	354	2	190	96	885	134	622	126	3	—	—	29,540
	地区別合計	40,132	14,840	9,469	168	882	25	523	352	1,845	257	2,029	493	42	—	—	70,026
	朝鮮人																
	男性	1,669	390	343	6	13	0	13	5	207	371	27	43	0	—	—	3,087
女性	1,156	287	213	0	4	0	29	0	186	192	14	43	0	—	—	2,124	
地区別合計	2,825	677	556	6	17	0	42	5	393	393	41	86	0	—	—	5,211	
1941年 (4/1現在)	日本人																
	男性	23,428	9,028	5,933	94	1,176	23	345	242	897	199	1,423	350	54	—	—	43,774
	女性	18,295	6,566	4,448	90	973	2	196	77	822	55	630	143	1	—	—	31,906
	地区別合計	41,723	15,594	9,981	184	2,149	25	541	319	1,719	254	2,053	493	55	—	—	75,131
	朝鮮人																
	男性	1,535	368	379	6	8	0	11	4	202	378	31	43	0	—	—	2,965
女性	1,039	282	271	0	5	0	42	1	182	196	44	28	0	—	—	2,090	
地区別合計	2,574	650	650	6	13	0	53	5	384	534	75	71	0	—	—	5,055	
1942年 (10/1現在)	日本人																
	男性	23,960	11,595	7,453	236	2,388	46	243	395	958	375	1,703	617	57	28	6	50,060
	女性	19,268	8,724	5,761	161	1,933	3	206	133	946	277	810	287	9	1	1	38,520
	地区別合計	43,228	20,319	12,214	397	4,321	49	449	528	1,904	652	2,513	904	66	29	7	88,580
	朝鮮人																
	男性	1,072	709	676	0	4	0	15	4	71	332	63	99	0	0	0	3,045
女性	870	445	455	4	13	0	20	1	66	278	61	74	0	0	0	2,287	
地区別合計	1,942	1,154	1,131	4	17	0	35	5	137	610	124	173	0	0	0	5,332	

出典：外務省東亜局第三課『中華民國在留本邦人及第三国人口該計表』(1941年1月1日現在、1941年4月1日現在)、大東亜省総務局調査課『中華民國在留本邦人及第三国人口該計表』(1942年10月1日現在)をもとに報告者作成。

【資料6】 日中戦争期の上海朝鮮人職業表					
A) 1938年10月時点		B) 1940年10月時点			
職業	人数	職業	戸数	職業	戸数
雑貨食料商	32	金融業	1	獣肉販売業	13
貿易商	23	土木建築請負業	3	官吏	3
官公吏(含、 軍人採用)	1	印刷業	3	公吏	10
会社員	38	写真業	3	銀行会社員	381
店員	36	運送業	1	教員	3
運転手	28	自転車業	1	店員	515
電車監督	8	洗濯業	3	軍従業員	13
外国商店員	16	理髪業	1	土工左官	16
カフェ飲食店	6	代書業	1	職工	44
自動車営業	4	製菓商	3	遊戯場業	1
写真師	4	精米業	2	女給	75
機械職工	12	穀物類販売業	2	妓生	1
万年筆職工	10	洋服商	3	医師	7
行商人	8	眼鏡及時計商	1	旅人宿業	5
酌婦	206	楽器商	1	仲介業	38
ダンサー	89	家具商	1	飲食店	4
外人妾	22	電気商	1	酌婦	527
女商社員	6	金物商	1	カフェ業	9
看護婦	3	薬種商	6	料理店	6
保母	1	古物商	1	慰安所	12
製菓商	1	洋品雑貨商	1	牧師	6
歯科医師	1	荒物雑貨商	1	合計	1,910戸
機械商	1	食糧雑貨商	1		
測量員	1				
万年筆製造	1	出典: A) 朝鮮総督府官房外務部『中華民國在留朝鮮人概況』27～28頁(1939年)、B) 李甲寧「上海朝鮮人の実情」120～121頁(『三千里』13巻4号、1941年4月)。			
仲介業	1				
工部局員	1				
合計	560名				

【資料 7】

a) 「不良分子の渡支取締方に関する件」(1937年8月、外務省米機密合第三七七六号)

一、日本内地及各殖民地より支那に渡航する日本人(朝鮮人及台湾籍民を含む)に対しては当分の間居住地警察署長に於て…身分証明書を発給するものとす

二、警察署長第一項の身分証明書の下付願出ありたるときは本人の身分、職業、渡航的、要件、期間等を調査し左の通り取扱ふ

(イ)素性、経歴、平素の言動等不良にして渡支後不正行為を為すの虞ある者に対しては身分証明書を発給せず

(ロ)業務上家庭上其の他正当目的の為至急渡支を必要とする者以外の者に対しては可成自発的に渡支を差控へしむるものとす。

三、出発港所轄警察署長は第一項の身分証明、又、帝国政府発給の旅券を有する者に非
らされは支那に向け乗船せしめざるものとす

b) 「渡支邦人暫定処理要綱」(1940年5月、外務省米機密合第三七七六号)

(前略)客年十二月末迄に於ける本邦人渡支者の延人員は五十九万人に達する状態なり一方現地に於ける円系通貨の膨張著しく之が価値維持の必要上…円系通貨の膨張を防止することも極めて肝要なり… 一般に視察を目的とする支那渡航は当分の間之を禁止することとし其の他特に支那渡航を要するものに対しては左記に該当する場合に限り所轄警察署長に於て身分証明書を発給し渡航せしむるものとす外地に於ても本方針に準し措置するものとす

記

一、(省略)

二、家事用務の為一時渡支せんとする者に就ては在支関係者の所轄領事官警察署の証印を押印せる文書を有するもの

三、商取引の為一時旅行せんとするものに就ては在支関係会社、商店又は取引先の所轄領事官警察署の証印を押印せる文書を有するもの

四、定住又は現地勤務の為渡支せんとする者に就ては行先地所轄領事館警察署の証印を押印せる文書を有するもの又は在支陸海軍の発給したる軍属たるの身分証明書(呼寄証明書を含む)を有するもの

出典：a)、b)ともに外務省記録『支那事変ニ際シ邦人ノ渡支制限並取締関係雑件』所収。

注：下線は報告者による。